

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	福光 地区 (1班、2班、3班、4班、5班、6班、7班、8班、9班、10班)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・構成員13人のうち現行農家は3人、家庭菜園は2人、残りの方は(有)ファームズエンジニア福光へ委託している。現況、農家3人は60歳以上の高齢者で跡継ぎがいない現状で、将来的には(有)ファームズエンジニア福光へ委託となる。
・当地区は、ほとんどの農家が同一地区内の農事法人に委託しており、各家庭近くの農地で自宅消費の野菜等の栽培をしている実態である。今後も委託を続けることにより、安定した営農状況を持続する希望が多数である。
・当地区は街中でもあり、組合員のほとんどが田を預けている。1~2反の兼業農家及び田畑のない準組合員である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農地の大半が用途別地域内で相続等に問題があり、用途別地域内の土地所有者は土地売却希望が多い。将来的には(有)ファームズエンジニア福光などに預け、他は家庭菜園にとどまる。
・安定した営農を続けるため、法人への委託を続けることにより、農地保全が保たれると考えられる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66.90 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	66.90 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・委託農業者にとっては経費増となり集積化にはメリットは無い。
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・相続対策には効果があるがその他はメリットが見込めない。
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・耕作面積が少なく、経費が嵩むためメリットが見込めない。
・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を農地保有者への説明の上で実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・個々の経営規模が小さいため取り組みはできない。
・市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②3班:3人の耕作者の内2人は減農薬、減肥料農業に挑戦している。